

千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員再任審査に係る審査項目及び審査基準等に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、千葉県立保健医療大学教員再任審査委員会規程第4条の規定に基づき、審査項目及び審査基準等に関し必要な事項を定める。

(審査項目及び審査基準等)

第2 審査項目及び審査基準等は、別表に定めるものとし、次の各号に留意して、総合的に審査するものとする。

- 一 研究業績の評価は、その論文の数のみならず内容により判断するものとし、長期的な視野に立った研究やより困難な研究への取り組みに対する評価がおろそかにされないように配慮するものとする。
- 二 教育・研究活動等報告書に記載する事項は、教育業績、研究業績、大学の管理運営、社会貢献、学位・資格・免許等及びその他とし、研究論文・著書は別刷1部を添付するものとする。
- 三 教育・研究活動等報告書及びその他の審査に必要な書類の様式は、千葉県立保健医療大学教員再任審査委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

審査項目及び審査基準等

<p>1. 教育実績</p> <ul style="list-style-type: none">・講義、演習、実習の時間数・内容・教育内容および方法の改革・学生に対する学習支援・学生に対する生活指導・学生研究指導・授業評価・留学生の受け入れ等・教育に関する学会・研修会等への参加・その他								
<p>2. 研究業績</p> <ul style="list-style-type: none">・著書（単行書・教科書・報告書等）・研究論文 当該任期期間中の研究論文数は下記をめやすとする。<table><tr><td>1) 助教</td><td>2編</td></tr><tr><td>2) 講師</td><td>3編</td></tr><tr><td>3) 准教授</td><td>5編</td></tr><tr><td>4) 教授</td><td>5編</td></tr></table>・学術集会での発表 発表形式を記載（教育講演・シンポジウム・一般講演・ポスター）・報告書、その他・表彰等・研究助成金等の受領・研究の取組み状況（研究プロジェクトの企画等）、公表予定・その他（教育に関する研究実績、印刷中を含む。）	1) 助教	2編	2) 講師	3編	3) 准教授	5編	4) 教授	5編
1) 助教	2編							
2) 講師	3編							
3) 准教授	5編							
4) 教授	5編							
<p>3 大学の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none">・大学内の各種委員会における委員活動・学科内または研究室における役割遂行・その他								

4. 社会貢献（国際交流を含む）

- ・学会、学術団体における活動
- ・職能団体における活動
- ・行政、地域における活動
- ・公開講座
- ・その他

5. 学位・資格・免許等

6. その他